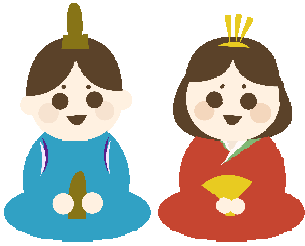


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和3年3月号 vol.77



この夏のオリンピックは本当に開催されるのか、まだまだ不透明な状況ですが、今シーズンのJリーグはいよいよ幕を開けます。
感染症対策のためリーグが定めたルールをしっかりと守りながら、声出しができないなど不自由な応援にはなりますが、こうしたスポーツのイベントは閉塞感の多い生活に元気を与えてくれます。
コロナが収束し、今年は久しぶりに信州に帰省し聖地アルウィンで仲間と応援したいです。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

この4月から消費税の表示方法が変わります。これまでお店の商品棚で税抜価格だけで表示されていたものをレジに持っていくと金額が違うなどといったことはなかったでしょうか。こういった混乱は解消されるのかもしれない。

”この4月から税込価格の総額表示が義務化されます”

消費税の総額表示義務は、ご商売をされている方が不特定多数かつ多数の者に、あらかじめ販売する商品等の価格を表示する場合に税込価格での表示を義務付けるものです。

小売店や飲食店、ネット販売、通信販売など多数の消費者を相手に取引をする事業者が対象になり、事業者間の取引は対象になりません。

以下のような表示方法が総額表示として認められます。(税込価格11,000円(消費税率10%)の商品の場合)

- ①11,000円 ②11,000円(税込) ③11,000円(税抜価格10,000円) ④11,000円(うち消費税額等1,000円)
- ⑤11,000円(税抜価格10,000円、消費税額等1,000円) ⑥11,000円(税抜価格10,000円、消費税率10%)
- ⑦10,000円(税込価格11,000円)

しかし、現在のコロナ禍での状況や事務負担等ですべての個々の商品の価格を総額表示に変更することは難しい場合もあり、商品陳列棚、店内表示、商品カタログ等に総額表示をすることで「税込価格」がひと目で分かるようになっていけば問題ないようです。

「今月の本の紹介」

「勉強の価値」

(森 博嗣 著・幻冬舎新書)

子供の頃は、大人は勉強しないでいいから羨ましいなあなんてよく思ったものです。

でも今は事務所の壁に「一生勉強一生青春」という額をかかげ、毎日、勉強に追われています(笑)

子供たちになぜ勉強するの?って問われても答えに窮してしまいます。でも、楽しく勉強している姿を若者に見せることはできます。本書を読んで、もっと、自分をワクワクさせられるような勉強をしたいなと思いました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<ブロッコリーの味噌スープ>

- ・ブロッコリー 50g
- ・ミニトマト 6個→半分に分ける
- ・乾燥わかめ 小1
- ・みりん 大2 水 2カップ (A)

- ①鍋に具材を入れ(A)を注ぎ、フタをして中火。
- ②煮立ったら弱火で2~3分煮る。
- ③フタを取り、混ぜながら1~2分煮る。
- ④粉チーズを散らしていただく。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所